

目 次

はじめに：チェックリストに関する留意点.....	13
1. 目的.....	13
2. 対象.....	13
3. 性質.....	13
4. 参照法令等.....	13
5. 構成.....	14
6. 凡例.....	14
I 医療法人の基礎知識.....	15
1. 医療法人の類型.....	15
2. 社団医療法人の基礎知識.....	15
(1) 社員総会とは.....	16
(2) 理事会とは.....	16
(3) 社員とは.....	16
(4) 役員とは.....	17
(5) 監事の監査とは.....	17
コラム 医療法人の役員の法的責任.....	19
II 社団医療法人のためのチェックリスト.....	20
1. 社員総会運営に関するチェックリスト.....	20
(1) 社員総会の基礎知識.....	20
(2) 議決事項.....	20
(3) 開催スケジュール.....	21
(4) 問題点.....	21
(5) チェックリスト.....	22
2. 理事会運営に関するチェックリスト.....	25
(1) 理事会の基礎知識.....	25
(2) 議決事項.....	25
(3) 問題点.....	26
(4) チェックリスト.....	26
3. 社員に関するチェックリスト.....	28
(1) 社員の基礎知識.....	28

(2) 問題点.....	28
(3) チェックリスト.....	28
コラム 出資持分のある医療法人における課題.....	30
4. 役員に関するチェックリスト.....	31
(1) 役員の基礎知識.....	31
(2) 問題点.....	31
(3) チェックリスト.....	32
III 財団医療法人のためのチェックリスト.....	39
1. 財団医療法人の基礎知識.....	39
2. 評議員会の運営に関するチェックリスト.....	39
(1) 評議員会への諮問事項・議決事項.....	39
(2) チェックリスト.....	40
3. 理事会運営に関するチェックリスト.....	42
(1) 議決事項.....	42
(2) チェックリスト.....	42
4. 評議員の選任等に関するチェックリスト.....	44
5. 役員に関するチェックリスト.....	45
IV 社会医療法人のための付加的チェックリスト.....	52
1. 社会医療法人の基礎知識.....	52
2. チェックリスト.....	52
(1) 社会医療法人の認定要件に関するチェックリスト【社団・財団共通】.....	52
【参考】その他社会医療法人の運営に関する事項.....	56
V その他運営全般に関するチェックリスト（共通）.....	59
1. 自法人の業務について.....	59
2. 定款又は寄附行為について.....	60
3. 予算について.....	61
4. 決算～登記の手続について.....	62
コラム 剰余金の配当禁止.....	65
5. 自法人内部の事務処理等について.....	66
6. 登記について.....	67
7. 医療法人が備えて置くべき書類について.....	68

はじめに：チェックリストに関する留意点

1. 目的

医療法人は、我が国における地域医療の主要な担い手であるため、その運営が適正に行われることは、医療法人関係者のみならず、地域社会にとっても極めて重要であるといえます。

そして、医療法人の適正な運営を図るためには、行政機関による監督・指導等もさることながら、まずは医療法人自らによる自律的なチェックが必要といえます。

このような観点から、本チェックリストは、医療法人が自らの運営状況等を簡易・迅速にセルフチェックすることができるチェック項目の提示を目的として作成しています。

但し、本チェックリストは、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に代替することを意図したものではありませんので、十分ご留意ください。

2. 対象

本チェックリストは、医療法人の大多数を占める社団たる医療法人（以下、「社団医療法人」といいます。）を主な対象としつつ、財団たる医療法人（以下、「財団医療法人」といいます。）のためのチェック項目も設けています。

また、本チェックリストは、社会医療法人用の付加的なチェック項目を設けていますが、税法上の制度である特定医療法人については対象外としています。

なお、本チェックリストを実際に活用する医療法人関係者としては、主に役員（理事長・理事・監事）、経営に携わっている幹部（事務長等）を想定しています。

3. 性質

本チェックリストは、関係法令等から導き出される基本的なルール及び行政機関へのヒアリング等を通じて浮かび上がった実務的な要注意点等を中心に構成されており、医療法人の運営についてチェックすべき項目を網羅したものではありません。したがって、本チェックリストのチェック項目を全て充足することが「医療法人の適正な運営」の十分条件となるわけではありませぬので、ご留意ください。

また、本チェックリストのチェック項目が一部充足されていないからといって、そのことが直ちに当該医療法人の法的義務違反等につながるわけではありませぬので、併せてご留意ください。

4. 参照法令等

本チェックリストは、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に加え、厚生労働省のモデル定款・寄附行為も参照しつつ作成しています。

したがって、自法人の定款・寄附行為に厚生労働省のモデル定款・寄附行為とは異なる規定を設けている医療法人については、本チェックリストのチェック項目の一部が妥当しない可能性があります。

5. 構成

本チェックリストは、Ⅰ～Ⅴの5部構成になっています。

全ての医療法人の共通項目として「Ⅰ 医療法人の基礎知識」、「Ⅴ その他運営全般に関するチェックリスト」を活用し、加えて自法人の類型に合わせて「Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト」、「Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト」を活用して下さい。

社会医療法人を対象に付加的に「Ⅳ 社会医療法人のための付加的チェックリスト」も設けています。最後に、社団医療法人については、第3章「【要約版】社団医療法人のチェックリスト」も併せてご活用下さい。

【医療法人の類型別チェックリスト該当表】

	社団医療法人	財団医療法人	社会医療法人	
			社団	財団
Ⅰ 医療法人の基礎知識	○	○	○	○
Ⅱ 社団医療法人のための チェックリスト	○	—	○	—
Ⅲ 財団医療法人のための チェックリスト	—	○	—	○
Ⅳ 社会医療法人のための 付加的チェックリスト	—	—	○	○
Ⅴ その他運営全般に関する チェックリスト	○	○	○	○

* 自法人の類型に合わせて「○」のチェックリストを活用して下さい。

6. 凡例

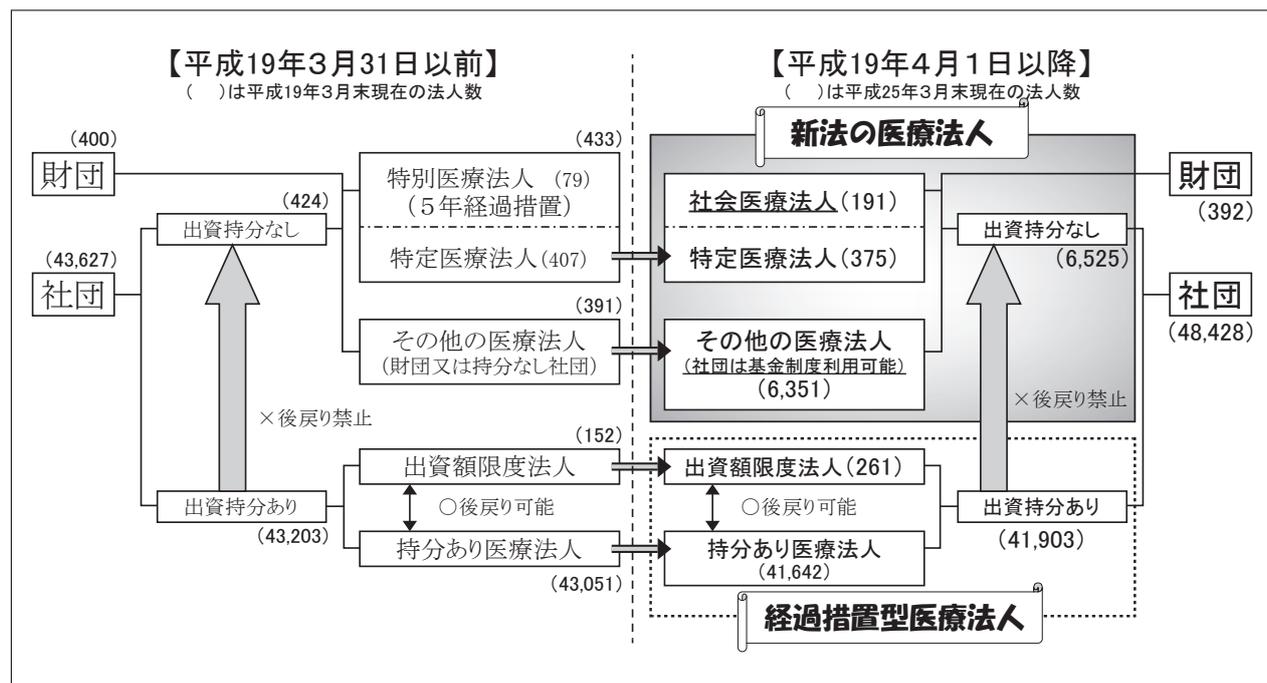
本文中の参照法令等の略語は、次のとおりとなっています。なお、このチェックリストは、平成26年3月31日現在の法令等に基づいて作成されています。

「法」…医療法
「令」…医療法施行令
「規則」…医療法施行規則
「要綱」…医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日 健政発 第110号）
「モデル定款」…社団医療法人の定款例（平成19年3月30日 医政発第0330049号）
「モデル寄附行為」…財団医療法人の寄附行為例（平成19年3月30日 医政発第0330049号）
「改正前モデル定款」…社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知）

I 医療法人の基礎知識

1. 医療法人の類型

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です(法第39条)。次の図表は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。



出所：厚生労働省「第1回 医療法人の事業展開等に関する検討会資料」（平成25年11月6日）をもとに作成

本チェックリストは、もっとも基本的な医療法人の区分である、社会医療法人、財団医療法人に区分して、それぞれに特徴的なチェック項目を整理しています。

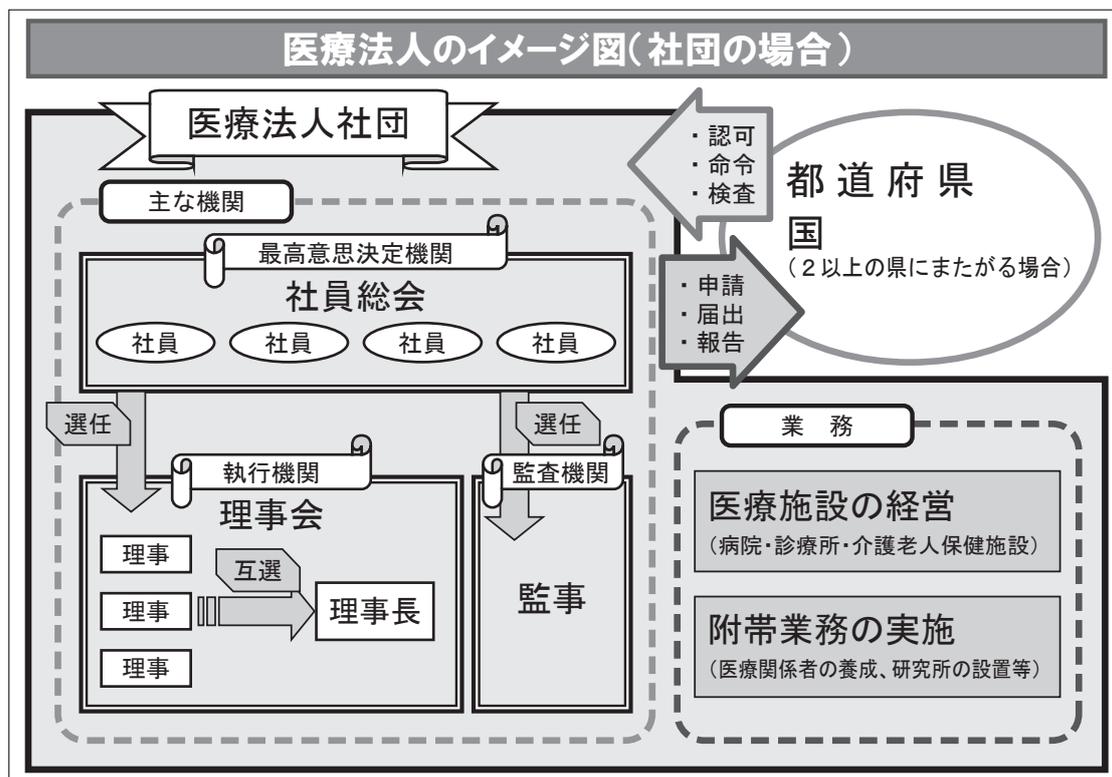
また、次に、医療法にもとづく特別な類型として、社会医療法人のためのチェックリストを付加的に掲載しています。

これより後の医療法人の基礎知識について、社会医療法人を例に解説します。

2. 社会医療法人の基礎知識

社会医療法人には、社員のほか、医療法の定めにより社員で組織する社員総会、理事・監事、理事長が置かれることになっています。また、理事会が設置されているのが一般的です。

社会医療法人における、社員総会と社員、理事会と理事・理事長・監事の関係性を表した図表が次頁の「医療法人のイメージ図」です。



出所：第13回社会保障審議会医療部会（平成22年11月11日）

(1) 社員総会とは

社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関であるといえます（法第48条の3第7項参照）。社員総会においては、株式会社等のような資本多数決原理はとられておらず、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

(2) 理事会とは

理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関であるといえます（ただし、医療法上の機関ではありません。）。医療法人の業務は、定款に別段の定めがないときは理事の過半数で決することとされています（法第46条の4第3項）。モデル定款には理事会設置の定めがあることから、理事の合議機関として理事会を設けている医療法人が多いと思われます。

(3) 社員とは

社員は、社団医療法人の構成員であり（従業員や役員とは全く異なります。）、社員総会において1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されることになっています（法第44条第2項第7号）。

(4) 役員とは

① 医療法人の役員

医療法人には、役員として、原則3名以上の理事及び1名以上の監事を置かなければなりません（法第46条の2第1項）。

また、理事の中から理事長を1名選出する必要があります（法第46条の3第1項）。

② 理事

定款に別段の定めがないときは、理事の過半数により医療法人の業務を決することになります（法第46条の4第3項）。社団医療法人の場合、理事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

③ 理事長

理事長は理事のうち、医療法人を代表し、その業務を総理する者で（法第46条の4第1項）、原則として医師又は歯科医師であることが必要です（法第46条の3第1項）。理事長は理事の互選によって選出するとされています（モデル定款参照）。

④ 監事

監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の4第7項）。社団医療法人の場合、監事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

(5) 監事の監査とは

医療法人の適正な運営において、監事の監査は重要な役割を担います。

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧の上、業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について監査します。

厚生労働省から示されている「監事監査報告書」において、次のような項目を確認することとされています。

- ① 事業報告書は法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示していること。
- ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。
- ③ 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められないこと。

出所：「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日 医政発第0330003号）をもとに作成

監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、監事はこれを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告することが求められます（法第 46 条の 4 第 7 項第 4 号）。

<参考「監事監査報告書」>

<p>様式 5</p> <p>監 事 監 査 報 告 書</p>
<p>医療法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 殿</p>
<p>私（注 1）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。</p>
<p>監査の方法の概要</p> <p>私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。</p>
<p>記</p>
<p>監査結果</p> <p>(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。</p> <p>(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。</p>
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 医療法人〇〇会 監事 〇〇 〇〇 印 監事 〇〇 〇〇 印</p>
<p>（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。</p> <p>（注 2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。</p>

出所：「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330003 号）

コラム 医療法人の役員の法的責任

医療法人と役員の法律関係は委任関係であると解されるため、受任者たる役員は、委任者たる医療法人に対して、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務（以下「善管注意義務」という。）を負うのが原則であるといえます（民法第644条参照）。

善管注意義務とは、受任者の職業・地位・知識等に応じて一般的に要求される注意義務を意味し、その具体的内容は、個々のケースにおいて諸事情を勘案のうえ法的観点から決せられるのが通常です。

こうした善管注意義務に役員が違反し、それに起因して医療法人に損害が生じた（役員の善管注意義務違反と医療法人の損害との間に因果関係が存在する）という法的評価が下された場合、役員は医療法人に対して損害賠償責任を負うこととなりますので、十分な注意が必要です。

Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト

1. 社員総会運営に関するチェックリスト

(1) 社員総会の基礎知識

社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関であるといえます（法第48条の3第7項参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決原理はとられておらず、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員総会は以下の2種に大別されますが、定款に特段の定めがない限り、その運営ルール等に相違はありません。

① 定時社員総会

医療法で少なくとも毎年1回開催しなければならないと規定されている社員総会です（法第48条の3第2項）。モデル定款上は毎年2回とされており、通常はこれに沿って行われます。

② 臨時社員総会

理事長の判断等により、必要に応じて不定期に開催される社員総会です（法第48条の3第3項）。なお、臨時社員総会の開催は、一定数の社員の請求に基づく場合（法第48条の3第5項）や、監事の招集による場合（法第46条の4第7項第5号）があります。

(2) 議決事項

社団医療法人における重要事項については、社員総会の議決を要するのが通常です。例えば、モデル定款等では、次の事項について社員総会の議決を要するものとされています。

議決事項
① 定款の変更
② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
④ 収支予算及び決算の決定
⑤ 剰余金又は損失金の処理
⑥ 借入金額の最高限度の決定
⑦ 社員の入社及び除名
⑧ 本団体の解散
⑨ 他の医療法人との合併契約の締結

- ⑩ 理事及び監事の選任
- ⑪ 基金の返還（基金拠出型医療法人の場合）
- ⑫ 医療機関債の発行、購入
- ⑬ その他重要な事項

参照法令等：【法】第48条の3第7項、第55条第1項第3号、第57条第1項

【規則】第30条の38第1項

【要綱】I5(2)2備考

【モデル定款】第18条第1項、第24条第1項、第31条、第32条第2号、第33条第2項、第35条、

【通知】「医療法人の基金について」（平成19年3月30日 医政発0330051号）、「医療機関債」発行等のガイドラインについて第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）

(3) 開催スケジュール

社員総会の開催スケジュールは一律ではありませんが、参考までに、スケジュール例を示しておきます。

【スケジュール例】

会計年度が4月1日～翌年3月31日で、定款で毎年3月と5月に定時総会を開催する旨を規定している場合

議決事項	開催月
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	3月
2 翌年度の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	5月
4 前年度の剰余金又は損失金の処理	
5 定款変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 役員を選任、辞任の承認	
8 社員の入社、除名の決定	
9 その他重要な事項 等	

出所：厚生労働省の資料をもとに作成

(4) 問題点

社員総会は社団医療法人の存立の基盤であるといえますが、その開催・運営等が適正になされているとは限りません。例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、社団医療法人の運営が根底から揺らぐ事態となりかねません。

- ・ 社員総会が実際に開催されることなく、議事録の作成だけで済まされているケース
- ・ 社員総会と他の会議体（理事会等）が混同されているケース
- ・ 「社員」として社員総会に出席している者と真の社員にずれが生じているケース
- ・ 定款の規定に則った招集通知が行われていないケース
- ・ 招集通知に大きな漏れがあるケース
- ・ 議事録の記載内容が、開催された社員総会の実態と乖離しているケース 等

(5) チェックリスト

① 社員総会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員総会と他の会議体（理事会等）が混同されていないか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿が整備され、現在の全社員の氏名・住所等が正確に把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員総会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。	
<input type="checkbox"/>	定時社員総会の開催時期に関する定款規定が遵守されているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 ・ 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 社員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合 ・ 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。 ・ 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。 		（法第48条の3第1項） （要綱I4(1)1） （要綱I4(1)1備考） （法第48条の3第2項） （モデル定款第22条）

② 社員総会の事前手続について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	招集通知が定款の規定どおりの方法で実行されているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知は、社員総会の開催日より少なくとも5日前に行われているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知には、会議の目的である事項が示されているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知は、現在の全社員に対して漏れなく行われているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。 ・ 招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・ 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 		（法第48条の3第6項） （要綱I5(1)1備考） （モデル定款第26条第1項）

③ 社員総会の開催要件について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	開会に際して、定足数の充足が確認されているか。	
<input type="checkbox"/>	定款における定足数の特則（例：一定の議案については、定足数を総社員の〇分の〇以上とする旨の規定）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、議長を選任手続が行われているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長は、社員総会において選任する。 ・ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなけれ 		（法第48条の3第4項） （法第48条の3第9項）

<ul style="list-style-type: none"> ば、その議事を開き、議決することができない。 ・ 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ・ 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 ・ 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 	<p>(モデル定款第25条第1項)</p> <p>(モデル定款第23条第2項)</p> <p>(改正前モデル定款第26条)</p> <p>(要綱I 5(1)1)</p>
--	--

④ 社員総会の議決について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	各議決事項について、議案の呈示・説明・審議・議決というプロセスがとられているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知に記載されている事項について議決をしているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知に示されていない事項を議決する場合、定款の例外規定（例：「ただし、急を要する場合はこの限りではない。」）が濫用されていないか。	
<input type="checkbox"/>	議決権は、常に、社員1人あたり1個とされているか。	
<input type="checkbox"/>	医療法又は定款の規定によって議決権を制限される社員（例：法第48条の3第11項、法第48条の4第3項、モデル定款第29条）が議決に加わっていないか。	
<input type="checkbox"/>	社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。	
<input type="checkbox"/>	定款における議決要件の特則（例：一定の議案については、その議決に出席社員の〇分の〇以上の賛成を要する旨）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	書面による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。	
<input type="checkbox"/>	代理人による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会においては、(法第48条の3)第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ・ 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項(法第48条の3第10項)の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 ・ 社員は、各一個の議決権を有する。 ・ 出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。 ・ 社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。 ・ 社員総会においては、前項(モデル定款第26条第1項)の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 ・ 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。 三 社員総会の決議 ・ 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ・ 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。 ・ 本社は、次の事由によつて解散する。 		<p>(法第48条の3第8項)</p> <p>(法第48条の3第10項)</p> <p>(法第48条の3第11項)</p> <p>(法第48条の4第1項) (要綱I 4(3)1備考)</p> <p>(法第48条の4第3項)</p> <p>(モデル定款第26条第2項)</p> <p>(モデル定款第29条)</p> <p>(法第55条第1項第3号)</p> <p>(法第55条第2項)</p> <p>(法第57条第1項)</p> <p>(モデル定款第32条第1項第2号)</p>

<p>(2) 社員総会の決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項（モデル定款第32条第1項）第2号の社員総会の決議をすることができない。 ・ 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 ・ 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 ・ 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。 ・ 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。 ・ 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 ・ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 	<p>(モデル定款第32条第2項)</p> <p>(モデル定款第35条)</p> <p>(改正前モデル定款第26条)</p> <p>(法第48条の4第2項)</p> <p>(要綱I5(2)5)</p> <p>(モデル定款第28条第1項)</p> <p>(モデル定款第28条第2項)</p>
---	--

⑤ 社員総会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該社員総会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか。）。	
<input type="checkbox"/>	<p>議事録には下記の記載事項が記録されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名（定数） ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 	
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 		<p>(要綱I5(3)1)</p> <p>(要綱I5(3)1備考)</p>

2. 理事会運営に関するチェックリスト

(1) 理事会の基礎知識

理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関であるといえます（ただし、医療法上の機関ではありません。）。医療法人の業務は、定款に別段の定めがないときは理事の過半数で決することとされています（法第46条の4第3項）。モデル定款には理事会設置の定めがあることから、理事の合議機関として理事会を設けている医療法人が多いと思われます。

モデル定款では、理事会の招集方法として、理事長自身が招集する場合と、一定割合の理事の請求による場合が規定されています（モデル定款第23条第1項、第4項）。

(2) 議決事項

理事会を設置している医療法人の場合、業務執行上の重要事項については理事会の議決を要するとされているのが一般的であると思われます。

なお、モデル定款等では、次のような事項について理事会の議決を要するものとされています。

議決が必要な時期	議決事項
毎年	収支予算の決定
	決算の決定と剰余金又は損失金の処理
【原則】2年に1度 ただし、必要がある際はその都度	理事長の選出（原則任期は2年）
その都度	基本財産の処分（担保提供を含む。）
	病院、診療所等の管理者の任免
	借入 医療機関債の発行、購入
参考法令等	
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。（法第46条の4第3項） 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。（要綱Ⅲ1(1)1） また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。（要綱Ⅲ1(1)2） 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第10条第2項、第10条第2項備考） 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第13条、第10条第2項備考） 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第16条、第10条第2項備考） 理事長は、理事の互選によって定める。（モデル定款18条第2項） 借入金金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。（要綱Ⅲ3(3)2） 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等 <ul style="list-style-type: none"> 3 医療法人の内部手続 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法人が、医療機関債を発行して行う金銭の借入れは、運営管理指導要綱の「Ⅲ管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況」にいう借入金に該当することから、社団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、その同意）を経て行うものとし、財団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。 ・ 第3 医療機関債を購入する医療法人について <ul style="list-style-type: none"> 6 医療機関債の購入に当たっては、社団医療法人にあっては、理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、さらにその同意）を経て行うものとし、財団医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。 	<p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて (平成25年8月9日 医政発0809第4号)</p> <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて (平成25年8月9日 医政発0809第4号)</p>
--	---

(3) 問題点

理事会を設置している医療法人では、理事会は重要な役割を担うこととなりますが、その開催・運営等が適正になされているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、医療法人の運営に大きな支障をきたす事態となりかねません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会が有名無実化し、全く開催されていないケース ・ 理事会と他の会議体（社員総会等）が混同されているケース ・ 理事会が実際に開催されることなく、議事録の作成だけで済まされているケース ・ 定款上は理事会の議決を要する事項であるにもかかわらず、理事長の独断により決せられているケース ・ 議事録の記載内容が、開催された理事会の実態と乖離しているケース 等

(4) チェックリスト

① 理事会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款における理事会設置の有無を把握しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会と他の会議体（社員総会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。

② 理事会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款所定の招集権者が招集手続を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事に対しても開催日時・付議事項が事前に伝えられているか。
<input type="checkbox"/>	定款所定の者が議長を務めているか。
<input type="checkbox"/>	定款の規定によって議決権を制限等される理事（例：モデル定款第29条）が議決に加わっていないか。
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 (法第46条の4第3項) 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催手続が、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 ・ 招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・ 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ・ 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。 ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 	<p>(要綱 I 5 (1) 1) (要綱 I 5 (1) 1 備考) (モデル定款第 23 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 5 (2) 2)</p> <p>(モデル定款第 29 条)</p>
--	---

③ 理事会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該理事会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか）。	
<input type="checkbox"/>	議事録には、以下の事項が記録されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名（定数） ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 	
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 		<p>(要綱 I 5 (3) 1) (要綱 I 5 (3) 1 備考)</p>

3. 社員に関するチェックリスト

(1) 社員の基礎知識

社員は、社団医療法人の構成員であり（従業員や役員とは全く異なります。）、社員総会において1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されることになっています（法第44条第2項第7号）。

(2) 問題点

社員は、社団医療法人の根幹をなす重要な存在ですが、その重要性が正しく理解されているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、社団医療法人の運営が根底から揺らぐ事態となりかねません。

- ・ 社員と役員ないし従業員を混同してしまっているケース
- ・ 社員名簿が作成されておらず、社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員名簿が更新されておらず、現在の社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員の入退社手続に不備があり、現在の社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員の地位を株式会社における株主の地位と同視してしまっているケース
- ・ 株式会社等の営利法人を社員としてしまっているケース 等

(3) チェックリスト

① 社員に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	現在の社員を全て特定できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の地位と役員・従業員の地位を明確に区別できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の数は3名以上か。
<input type="checkbox"/>	株式会社等の営利法人が社員になっていないか。
<input type="checkbox"/>	出資持分のある医療法人において、出資の有無・金額により社員の権限に差異が設けられていないか。
<input type="checkbox"/>	未成年者が社員となる場合、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有しているか（義務教育終了程度の者）。
参照法令等	
<ul style="list-style-type: none">・ 理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。・ 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。	(モデル定款第17条備考) (要綱I4(1)2)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・ 医療法第7条第4項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設の許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。 	<p>（要綱 I 4 (1) 2 備考）</p> <p>「医療法人に対する出資又は寄附について」（平成3年1月17日指第1号東京弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答）</p>
---	---

② 社員の入退社について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた入社届等の提出）が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員が死亡し、その相続人が新たに社員になろうとする場合、改めて定款所定の入社手続を行っているか（社員の地位が相続されるという処理をしていないか。）。	
<input type="checkbox"/>	社員の入社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、入社届等）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社（除名及び死亡を除く。以下においても同様。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた退社届等の提出）が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の除名を行う場合、定款所定の要件の該当性が精査されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、退社届等）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿は、社員の入社・退社の都度、更新されているか。	
	<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の入社については社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ていること。 ・ 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ・ 社員の退社については定款上の手続を経ていること。 ・ 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 ・ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 ・ やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 ・ 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・ 出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・ 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。 ・ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 ・ 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 ・ 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 	<p>（要綱 I 4 (2) 1） （モデル定款第6条第1項） （要綱 I 4 (2) 2） （モデル定款第7条第1項）</p> <p>（モデル定款第7条第2項）</p> <p>（モデル定款第8条）</p> <p>（モデル定款第8条備考） （要綱 I 4 (1) 2 備考）</p> <p>（要綱 I 4 (2) 4）</p> <p>（法第48条の3第1項）</p> <p>（要綱 I 4 (2) 3） （要綱 I 4 (1) 1）</p>

・ 社員名簿の記載事項は次のとおり

- ① 氏名
- ② 生年月日（年齢）
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 職業
- ⑥ 入社年月日（退社年月日）
- ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合

（要綱 I 4(1)1 備考）

コラム 出資持分のある医療法人における課題

医療法人は、剰余金の配当が禁止されていることから、長年にわたって順調な経営を続け、その純資産額が大きくなる傾向があります。

平成 18 年の第 5 次医療法改正で経過措置型医療法人に位置づけられた「出資持分のある医療法人」は、出資者が「持分」を有しています。持分とは「定款の定めるところにより、出資額に応じた払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」を指します（改正前モデル定款第 9 条、第 34 条参照）。

そうした出資持分のある医療法人において、出資社員が社員資格を喪失（例：死亡、退社）した場合、多額の払戻しによって経営に支障が出る事態も考えられます。

また、このような医療法人の出資社員（例：創業者たる理事長）が死亡した場合、その相続人に対して多額の相続税が課される可能性があり、事業承継への影響も無視できません。

以上のように、出資持分の問題は医療法人の運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。出資持分のある医療法人の関係者は、自法人の出資持分に関する状況を的確に把握した上で、早めに対応を検討しておいた方がよいと思われます（厚生労働省医政局 平成 23 年 3 月発行「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」参照）。

4. 役員に関するチェックリスト

(1) 役員の基礎知識

① 医療法人の役員

医療法人には、役員として、原則3名以上の理事及び1名以上の監事を置かなければなりません（法第46条の2第1項）。

また、理事の中から理事長を1名選出する必要があります（法第46条の3第1項）。

② 理事

定款に別段の定めがないときは、理事の過半数により医療法人の業務を決することになります（法第46条の4第3項）。社団医療法人の場合、理事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

③ 理事長

理事長は理事のうち、医療法人を代表し、その業務を総理する者で（法第46条の4第1項）、原則として医師又は歯科医師であることが必要です（法第46条の3第1項）。

理事長は理事の互選によって選出するとされています（モデル定款参照）。

④ 監事

監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の4第7項）。社団医療法人の場合、監事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

(2) 問題点

役員は、医療法人の運営において重要な役割を担う存在ですが、その重要性が正しく理解されているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、医療法人の運営に大きな支障が生じる事態となりかねません。

- ・ 本人の意思確認を行うことなく名目的に役員を選任しているケース
- ・ 役員を選任に関する定款等の規定（例：社員総会において選任）を遵守していないケース
- ・ 理事長以外の理事が医療法人の運営に全く関与していないケース
- ・ 監事が監査業務を全く行っていないケース
- ・ 役員の任期が終了しているにもかかわらず改選が行われていないケース
- ・ 役員に欠員が生じているにもかかわらず長期間放置されているケース
- ・ 欠格事由に該当するにもかかわらず役員となっているケース
- ・ MS法人の役職員が例外要件を満たしていないにもかかわらず、医療法人の役員を兼務しているケース 等

(3) チェックリスト

① 役員の資格要件等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	役員は、全て、存命の自然人であるか。
<input type="checkbox"/>	<p>役員の選任（再任を含む。）に際して、その候補者につき、法第46条の2第2項で規定されている次の欠格事由の有無がチェックされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人（第1号） ・ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第2号） ・ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第3号）
<input type="checkbox"/>	医療法人の役員と、当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）に出席することが明らかに困難な者が名目的に理事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、医師又は歯科医師である理事の中から選出されているか。
<input type="checkbox"/>	例外的に、医師又は歯科医師ではない理事の中から理事長を選出する場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を受けているか。
<input type="checkbox"/>	監事の兼職制限（法第48条）に抵触していないか。
<input type="checkbox"/>	監事は、他の役員と親族等の特殊の関係を有していないか。
<input type="checkbox"/>	監査業務を履行することが明らかに困難な者が名目的に監事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に就任しているか。
<input type="checkbox"/>	管理者の一部を理事に加えない場合には、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか（医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合）。
<input type="checkbox"/>	管理者と当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<p>参照法令等</p> <p>（共通項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然人であること。 ・ 欠格事由に該当していないこと。（選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。） ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 	
	<p>（要綱I2(3)1）</p> <p>（要綱I2(3)2）</p> <p>（法第46条の2第2項第1号～第3号）</p>

<p>起算して二年を経過しない者</p> <p>三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。 ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の開設者に関する確認事項 <ol style="list-style-type: none"> (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合 イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合 ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。） 	<p>(要綱 I 2 (3) 2 備考)</p> <p>「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)</p>
<p>(理事) (管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 ・ 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 ・ 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。 ・ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。 ・ 管理者を理事に加ええないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。 ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の開設者に関する確認事項 <ol style="list-style-type: none"> (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合 	<p>(要綱 I 2 (5) 3)</p> <p>(要綱 III 1 (1) 1)</p> <p>(法第 47 条第 1 項)</p> <p>(法第 47 条第 2 項)</p> <p>(モデル定款第 18 条第 4 項備考)</p> <p>(要綱 I 2 (5) 2 備考)</p> <p>「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)</p>
<p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。 ・ 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第二項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。 ・ 医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりで 	<p>(法第 46 条の 3 第 1 項)</p> <p>(法第 46 条の 3 第 2 項)</p> <p>(要綱 I 2 (4) 4 備考)</p>

<p>ある。</p> <p>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・ 第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>5. 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3) に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(5) (3) 及び(4) の取り扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。</p>	<p>「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（平成24年3月30日 医政発 0330 第26号 厚生労働省医政局長通知）</p>
<p>(監事)</p> <p>・ 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>・ 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>・ 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</p>	<p>(法第48条)</p> <p>(要綱I 2(6)1)</p> <p>(要綱I 2(6)5)</p>

② 役員の定数・任期等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	3名以上の理事及び1名以上の監事を置いているか。	
<input type="checkbox"/>	例外として、3名未満の理事しか置かない場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか。	
<input type="checkbox"/>	理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しているか。	
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じていないか。	
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じている場合、その状態が放置されていないか。	
<input type="checkbox"/>	各役員の任期（始期と終期）を特定できているか（2年を超えることはできない。）。	
<input type="checkbox"/>	役員の任期満了前に改選手続（再任の場合を含む。）が行われているか。	
<p>参照法令等</p> <p>・ 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもって足りる。</p> <p>・ 理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p>		<p>(法第46条の2)</p> <p>(要綱I 2(1)3備考)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 ・ 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。 ・ 役員の欠員が生じていないこと。 ・ 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 ・ 任期の切れている役員がいないこと。 ・ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。 ・ 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 	<p>(要綱 I 2 (1) 4) (法第 48 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 5) (法第 46 条の 2 第 3 項) (要綱 I 2 (2) 4) (モデル定款第 20 条第 2 項) (法第 46 条の 4 第 5 項)</p> <p>(モデル定款第 20 条第 3 項)</p>
--	--

③ 役員の選任・退任について確認しましょう。

(なお、主な退任事由に、任期満了、辞任、死亡等があります。)

<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた就任承諾書等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、定款所定の手続（例：社員総会の選任決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、就任承諾書）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の辞任に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた辞任届等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の退任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、辞任届）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の変更の都度、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に役員変更の届出を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿は、役員の就任・退任の都度、更新されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任手続が、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・ 理事及び監事は、社員総会において選任する。 ・ 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ・ 役員に変更があつた場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 ・ 役員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・ 選任関係書類が整備されていること。 ・ 選任関係書類は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 		<p>(要綱 I 2 (2) 1、I 2 (2) 1 備考) (モデル定款第 18 条第 1 項) (要綱 I 2 (1) 1) (施行令第 5 条の 13)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 1 備考)</p> <p>(要綱 I 2 (2) 2) (要綱 I 2 (2) 2 備考)</p>

④ 理事長の選出等について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	理事の選任手続とは別に、定款所定の理事長の選出手続（例：理事の互選）が履行されているか（再任の場合を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出手続の履行を証する書類（例：議事録）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出（再任の場合を含む。）の都度、理事長変更の登記申請がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長変更の登記後、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に登記済報告書が提出されているか。	
<input type="checkbox"/>	定款に、理事長に事故があった場合等の理事の代行順位を予め定める旨の規定が存在し、その代行順位が現に定められているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、理事の互選によって定める。 ・ 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。 ・ 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ・ 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 		(モデル定款第18条第2項) (法第46条の4第2項) (モデル定款第19条第3項) (要綱I 2(4)2) (法第43条第1項) (法第43条第2項) (要綱III 4 1備考) (要綱III 4 2) (要綱III 4 2備考) (施行令第5条の12) (要綱III 4 4)

⑤ 役員の職務等について確認しましょう。

○理事、理事長	
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）が実際に行われているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、毎会計年度終了後作成された事業報告書等を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の代表権が理事長にのみに与えられていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っているか。
<input type="checkbox"/>	理事長及び理事は、監事の監査に協力しているか。
<input type="checkbox"/>	理事（理事長）と医療法人との利益相反事項については、特別代理人が選任されているか。 <利益相反取引の一例> 医療法人と理事長個人との間で行う不動産の売買契約や賃貸借契約 等

○監事	
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務及び財産状況について監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	<p>監事は、医療法人の業務、財産状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。</p> <p>厚生労働省から示されている「監事監査報告書」では、次のような項目を確認することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 事業報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していること。</p> <p>② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。</p> <p>③ 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。</p> <p>④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと。</p> </div>
<input type="checkbox"/>	監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、監事は、それを都道府県知事又は社員総会に報告しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の負債総額が100億円以上ある場合、公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましいとされていることを把握しているか。
<p>参照法令等</p> <p>(理事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 (法第46条の4第3項) ・ 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (法第46条の4第4項) ・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。 (法第46条の4第5項) ・ 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。 (法第46条の4第6項) ・ 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 (法第51条第1項) ・ 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 (法第51条第2項) <p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。 (法第46条の4第1項) ・ 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。定款・寄附行為に明確に規定されていること。 (要綱I2(4)1、I2(4)1備考) ・ 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 (要綱I2(4)5) ・ 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。 (要綱III2 8) ・ 土地、建物の賃貸借、売買の場合 (要綱III2 8備考) ・ 個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合 ・ 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。 (法第48条の3第2項) ・ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。 (法第48条の3第3項) ・ 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。 (法第48条の3第5項) ・ 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 (モデル定款第11条) 	

(監事)

- ・ 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 (略)
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- ・ 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。
- ・ 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。
- ・ 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。
- ・ 特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
- ・ 第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等
 - 1 医療機関債を発行できる医療法人
 - ② 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が1億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合を除く。)若しくは一会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほか、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

(法第46条の4第7項第1号～第7号)

(要綱I2(6)2)

(要綱I2(6)3)

(要綱I2(6)4)

(要綱I2(6)4備考)

「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成25年8月9日医政発0809第4号)

Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト

1. 財団医療法人の基礎知識

財団医療法人では、理事、監事のほか、医療法の定めにより理事の定数を超える数の評議員をもって組織する評議員会を設置することが求められます（法第49条第2項参照）。

評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、その諮問に答え、役員から報告を徴することができるかとされています（法第49条の3第1項）。

2. 評議員会の運営に関するチェックリスト

(1) 評議員会への諮問事項・議決事項

モデル寄附行為等では、次の①～⑧の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとされています（なお、議決を要するものとすることも可能。）。また、⑨⑩の事項については、議決を要するものとされています。

評議員会への諮問事項・議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ 理事及び監事の選任 ⑩ 医療機関債の発行、購入 ⑪ その他重要な事項
<p>参照法令等：【法】第49条の2第1項、第49条の2第2項、第55条3項、第57条第3項 【要綱】I 5(2)2備考 【モデル寄附行為】第15条第1項、第22条第1項、第22条第2項、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条 【通知】「医療機関債」発行等のガイドラインについて 第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）</p>

(2) チェックリスト

① 評議員会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	評議員会は理事の定数を超える数の評議員をもって組織しているか。	
<input type="checkbox"/>	評議員会は、理事長が招集しているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、定足数の充足（総評議員の過半数の出席）が確認されているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、議長の選任手続が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	評議員 1 人につき 1 個の議決権及び選挙権を行使しているか。	
<input type="checkbox"/>	医療法又は寄附行為の規定によって議決権を制限等される評議員（例：法第 49 条第 8 項、モデル寄附行為第 26 条）が議決に加わっていないか。	
<input type="checkbox"/>	評議員会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。	
<input type="checkbox"/>	寄附行為における議決要件の特則（例：一定の議案については、評議員の総数の〇分の〇以上の同意を要する旨）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	書面による議決権の行使について、寄附行為所定のルールが遵守されているか。	
<input type="checkbox"/>	代理人による議決権の行使について、寄附行為所定のルールが遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会は、理事長が招集する。 ・ 評議員会に、議長を置く。 ・ 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 ・ 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。 ・ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。 ・ 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 ・ 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 一～六（略） ・ 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。 ・ 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 ・ 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1)～(9)（略） ・ 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとするすることができる。 ・ 財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ①～⑨ 略 ・ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項（モデル寄附行為第 23 条第 2 項）の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 		<p>(法第 49 条第 3 項) (法第 49 条第 4 項) (モデル寄附行為第 21 条第 2 項) (法第 49 条第 5 項) (法第 49 条第 6 項) (モデル寄附行為第 24 条) (法第 49 条第 7 項) (法第 49 条第 8 項) (法第 49 条の 2 第 1 項) (法第 49 条の 2 第 2 項) (法第 49 条の 3 第 2 項) (モデル寄附行為第 22 条第 1 項) (モデル寄附行為第 22 条第 2 項) (要綱 I 5 (2) 備考) (モデル寄附行為第 23 条第 1 項) (モデル寄附行為第 23 条第 2 項) (モデル寄附行為第 23 条第 3 項)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 	(モデル寄附行為第 26 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。 	(モデル寄附行為第 28 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前項(モデル寄附行為第 29 条第 1 項)第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員会の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 	(モデル寄附行為第 29 条第 2 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。 	(モデル寄附行為第 32 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 	(モデル寄附行為第 25 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 	(モデル寄附行為第 25 条第 2 項)

② 評議員会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該会議の実態に即しているか(書式例等をそのまま使用していないか。)	
<input type="checkbox"/>	議事録には、以下の事項が記録されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名(定数) ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 	
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名(定数) ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 		<p>(要綱 I 5(3)1) (要綱 I 5(3)1 備考)</p>

3. 理事会運営に関するチェックリスト

(1) 議決事項

モデル寄附行為等では、次の事項について、理事会の議決を要するものとされています。

議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ 理事長の選出 ⑩ 病院、診療所等の管理者の任免 ⑪ 医療機関債の発行、購入 ⑫ その他の重要な事項
<p>参考法令等：【法】第46条の4第3項、第57条第3項 【要綱】I 5（2）2備考、要綱Ⅲ1（1）1、要綱Ⅲ3（3）2 【モデル寄附行為】第7条第2項、第10条、第13条、第15条第2項、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条 【通知】「医療機関債」発行等のガイドラインについて 第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）</p>

(2) チェックリスト

① 理事会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	寄附行為における理事会設置の有無を把握しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会と他の会議体（評議員会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。

② 理事会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の招集権者が招集手続を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事に対しても開催日時・付議事項が事前に伝えられているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の定足数（例：理事の半数以上）が充足しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の者が議長を務めているか。
<input type="checkbox"/>	理事1人につき1個の議決権及び選挙権を行使しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為によって議決権を制限等されている理事（例：モデル寄附行為第20条第4項但し書き）が議決に加わっていないか。

<input type="checkbox"/>	理事会の議事は、寄附行為で別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為における議決要件の特則（例：一定の議案については、その議決に理事の総数の〇分の〇以上の同意を要する旨）の有無・内容が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	書面又は代理人による議決権の行使について寄附行為所定のルールが遵守されているか。
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 （法第46条の4第3項） 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 （モデル寄附行為第20条第1項） 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。 （モデル寄附行為第20条第2項） 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。 （モデル寄附行為第20条第3項） 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 （モデル寄附行為第20条第4項） 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （モデル寄附行為第20条第5項） この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 （モデル寄附行為第28条） 前項（モデル寄附行為第29条第1項）第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。 （モデル寄附行為第29条第2項） 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。 （法第57条第3項） 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。 （モデル寄附行為第32条） 	

③ 理事会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該理事会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか）。
<input type="checkbox"/>	<p>議事録には、以下の事項が記録されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催年月日及び開催時刻 開催場所 出席者氏名（定数） 議案 議案に関する発言内容 議案に関する表決結果 議事録署名人の署名、署名年月日
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 （要綱I5(3)1） 議事録記載事項は次のとおり （要綱I5(3)1備考） <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	

4. 評議員の選任等に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、法第 49 条の 4 第 1 項の次の資格要件を備えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（1号） ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（2号） ・ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（3号） ・ 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者（4号） 		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはいないか。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、全て、存命の自然人か。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、寄附行為に定めた手続（例：理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。）に従って選任されているか。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われているか。</p>		
<p>参照法令等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 </td> <td style="vertical-align: top; width: 30%; padding-left: 20px;"> <p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 	<p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 	<p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p>		

5. 役員に関するチェックリスト

① 役員 の 資格要件等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	役員は、全て、存命の自然人であるか。
<input type="checkbox"/>	役員 の 選任（再任を含む。）に際して、その候補者につき、法第46条の2第2項で規定されている次の欠格事由の有無がチェックされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人（第1号） ・ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第2号） ・ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第3号）
<input type="checkbox"/>	医療法人の役員と、当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）に出席することが明らかに困難な者が名目的に理事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、医師又は歯科医師である理事の中から選出されているか。
<input type="checkbox"/>	例外的に、医師又は歯科医師ではない理事の中から理事長を選出する場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を受けているか。
<input type="checkbox"/>	監事の兼職制限（法第48条）に抵触していないか。
<input type="checkbox"/>	監事は、他の役員と親族等の特殊の関係を有していないか。
<input type="checkbox"/>	監査業務を履行することが明らかに困難な者が名目的に監事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に就任しているか。
<input type="checkbox"/>	管理者の一部を理事に加えない場合には、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか（医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合）。
<input type="checkbox"/>	管理者と当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
参照法令等 （共通項目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事由に該当していないこと。（選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。） ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 	
	（要綱I2(3)2） （法第46条の2第2項第1号～第3号）

- 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 自然人であること。
- ・ 医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
- ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

(要綱 I 2 (3) 1)
(要綱 I 2 (3) 2備考)

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)

(理事)(管理者)

- ・ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。
- ・ 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- ・ 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。
- ・ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。
- ・ 管理者を理事に加ええないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。
- ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

(要綱 I 2 (5) 3)

(要綱 III 1 (1) 1)
(法第 47 条第 1 項)

(法第 47 条第 2 項)
(モデル寄附行為第 15 条第 4 項備考)
(要綱 I 2 (5) 2備考)

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)

(理事長)

- ・ 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。
- ・ 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第二項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

(法第 46 条の 3 第 1 項)

(法第 46 条の 3 第 2 項)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合 ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定医療法人又は社会医療法人 ロ 地域医療支援病院を運営している医療法人 ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人 ③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 <p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3) に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(5) (3) 及び (4) の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。</p>	<p>(要綱 I 2 (4) 4 備考)</p> <p>「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政発 0330 第 26 号 厚生労働省医政局長通知)</p>
<p>(監事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 ・ 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 ・ 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当ではなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。 	<p>(法第 48 条)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 1)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 5)</p>

② 役員の定数・任期等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	<p>3名以上の理事及び1名以上の監事を置いているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>例外として、3名未満の理事しか置かない場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員に欠員が生じていないか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員に欠員が生じている場合、その状態が放置されていないか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>各役員の任期（始期と終期）を特定できているか（2年を超えることはできない。）。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員の任期満了前に改選手続（再任の場合を含む。）が行われているか。</p>
<p>参照法令等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くもつて足りる。 ・ 理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務す 	<p>(法第 46 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 3 備考)</p>

<p>る診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 ・ 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。 ・ 役員の欠員が生じていないこと。 ・ 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 ・ 任期の切れている役員がいないこと。 ・ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 <p>・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。</p> <p>・ 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>(要綱 I 2 (1) 4) (法第 48 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 5) (法第 46 条の 2 第 3 項) (要綱 I 2 (2) 4) (モデル寄附行為第 18 条第 2 項) (法第 46 条の 4 第 5 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 18 条第 3 項)</p>
---	--

③ 役員の選任・退任について確認しましょう。

(なお、主な退任事由に、任期満了、辞任、死亡等があります。)

<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた就任承諾書等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、寄附行為所定の手続（例：評議員会の選任決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任手続の履行を証する書類（例：評議員会議事録、就任承諾書）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の辞任に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた辞任届等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の退任手続の履行を証する書類（例：評議員会議事録、辞任届）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の変更の都度、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に役員変更の届出を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿は、役員の就任・退任の都度、更新されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 ・ 理事及び監事は、評議員会において選任する。 <p>・ 医療法人は、その役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> ・ 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 ・ 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 役員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 		<p>(要綱 I 2 (2) 1、I 2 (2) 1 備考) (モデル寄附行為第 15 条第 1 項) (施行令第 5 条の 13)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 1) (要綱 I 2 (1) 1 備考)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任関係書類が整備されていること。 ・ 選任関係書類は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 	<p>(要綱Ⅰ 2 (2) 2) (要綱Ⅰ 2 (2) 2備考)</p>
--	--

④ 理事長の選出等について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	理事の選任手続とは別に、寄附行為所定の理事長の選出手続（例：理事の互選）が履行されているか（再任の場合を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出手続の履行を証する書類（例：議事録）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出（再任の場合を含む。）の都度、理事長変更の登記申請がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長変更の登記後、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に登記済報告書が提出されているか。	
<input type="checkbox"/>	寄附行為に、理事長に事故があった場合等の理事の代行順位を予め定める旨の規定が存在する場合、その代行順位が現に定められているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、理事の互選によって定める。 ・ 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。 ・ 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ・ 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <ol style="list-style-type: none"> ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 		<p>(モデル寄附行為第15条第2項) (法第46条の4第2項)</p> <p>(モデル寄附行為第16条第3項) (要綱Ⅰ 2 (4) 2)</p> <p>(法第43条第1項)</p> <p>(法第43条第2項)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 1、Ⅲ 4 1備考) (要綱Ⅲ 4 2) (要綱Ⅲ 4 2備考) (施行令第5条の12)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 4)</p>

⑤ 役員の職務等について確認しましょう。

○理事、理事長	
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）が実際に行われているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、毎会計年度終了後作成された事業報告書等を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の代表権が理事長にのみに与えられていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行って

	いるか。
<input type="checkbox"/>	理事長及び理事は、監事の監査に協力しているか。
<input type="checkbox"/>	理事（理事長）と医療法人との利益相反事項については、特別代理人が選任されているか。 <利益相反取引の一例> 医療法人と理事長個人との間で行う不動産の売買契約や賃貸借契約 等
○監事	
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務及び財産状況について監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務、財産状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会又は理事に提出しているか。 厚生労働省から示されている「監事監査報告書」では、次のような項目を確認することとされています。 ① 事業報告書は法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示していること。 ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。 ③ 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。 ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないこと。
<input type="checkbox"/>	監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、監事は、それを都道府県知事又は評議員会に報告しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の負債総額が100億円以上ある場合、公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましいとされていることを把握しているか。
参照法令等	
(理事)	
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。(法第46条の4第3項) 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。(法第46条の4第4項) 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。(法第46条の4第5項) 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。(法第46条の4第6項) 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。(法第51条第1項) 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。(法第51条第2項) 	
(理事長)	
<ul style="list-style-type: none"> 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。(法第46条の4第1項) 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。定款・寄附行為に明確に規定されていること。(要綱I2(4)1、I2(4)1備考) 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。(要綱I2(4)5) 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。(要綱III2 8) 土地、建物の賃貸借、売買の場合(要綱III2 8備考) 個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評 	(法第49条第5項)

<p>議会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 ・ 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 	<p>(法第 49 条の 3 第 2 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 8 条)</p>
<p>(監事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の職務は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医療法人の業務を監査すること。 二 医療法人の財産の状況を監査すること。 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。 五 (略) 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 ・ 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。 ・ 監査報告書が作成され、会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。 ・ 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ・ 特に負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。 ・ 第 2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関債を発行できる医療法人 <ol style="list-style-type: none"> ② 医療法人運営管理指導要綱(平成 2 年 3 月 1 日付健政発第 110 号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が 100 億円以上となる場合を含め負債総額が 100 億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が 1 億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合を除く。)若しくは一会計年度における購入人数が 50 人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほか、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。 	<p>(法第 46 条の 4 第 7 項第 1 号～第 7 号)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 3)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 4)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 4 備考)</p> <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成 25 年 8 月 9 日 医政発 0809 第 4 号)</p>

IV 社会医療法人のための付加的チェックリスト

1. 社会医療法人の基礎知識

社会医療法人は、医療法人の非営利性の徹底等のため、また、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）など、特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を都道府県知事が社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（法第42条の2参照）。

2. チェックリスト

(1) 社会医療法人の認定要件に関するチェックリスト【社団・財団共通】

社会医療法人の認定を受けるためには、次に示す①～④の要件に該当することが必要です。その他、社会医療法人の運営に際し、理事会の運営に関する事項（56 ページ【参考】①）が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていることが必要とされています（「社会医療法人の認定について」平成24年3月30日 医政発 0330 第26号）。

これらの要件は、「社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類」として毎年、事業報告書とともに提出する義務があるため、認定後も継続して整備しておく必要があります。

なお、社会医療法人の認定要件については、前述の厚生労働省通知「社会医療法人の認定について」にて、より詳しい内容が示されておりますので、チェックリストと併せて確認して下さい。

① 同一親族等関係者の制限

<input type="checkbox"/>	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
<input type="checkbox"/>	社団医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
<input type="checkbox"/>	財団医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
* <u>特殊の関係がある者</u> とは、以下のことをいう（規則第30条の35）。 法第42条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。							
<table border="1"><tbody><tr><td>1</td><td>親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの</td></tr><tr><td>2</td><td>親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</td></tr><tr><td>3</td><td>前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</td></tr></tbody></table>		1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの	2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの	3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの						
2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの						
3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの						

参照法令等：【法】第42条の2第1項第1号～3号

【規則】第30条の35

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

② 救急医療等確保事業に係る業務

<input type="checkbox"/>	<p>救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っているか。</p> <p>* 「救急医療等確保事業」とは、以下のことをいう（法第30条の4第2項第5号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救急医療 ロ 災害時における医療 ハ へき地の医療 ニ 周産期医療 ホ 小児医療（小児救急医療を含む。） ヘ イからホの医療のほか、都道府県知事がある都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
<input type="checkbox"/>	<p>救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備 ② 当該業務を行うための体制 ③ 当該業務の実績 <p>* ①～③の各基準の詳細については、「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）別添1を参照（242ページ）</p>
<p>参照法令等：【法】第42条の2第1項第4号～5号、第30条の4第2項第5号</p> <p>【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）</p>	

③ 公的な運営に関する要件

<input type="checkbox"/>	理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上であるか。
<input type="checkbox"/>	<p>社団医療法人である場合にあっては当該社団医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団医療法人である場合にあっては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されているか。</p>
<input type="checkbox"/>	財団医療法人である場合にあっては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱しているか。
<input type="checkbox"/>	<p>他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであるか。監事についても、同様であるか。</p>

□	理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているか。
□	事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであるか。
□	事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであるか（ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は除く。）。
□	<p>毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えていないか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 遊休財産額については、規則第 30 条の 35 の 2 第 2 項参照。</p>
□	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないか。（ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は除く。）。
□	当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないか。
□	<p>社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{社会保険診療} + \text{労災保険診療} + \text{健康診査} + \text{助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額(事業収益の合計額)}} > 80\%$ </div> <p style="text-align: center;">出所：計算式について「医療法人の相続・事業承継と税務対策」（青木恵一著）参照</p>
□	自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているか。
□	医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であるか。

参照法令等：【法】第42条の2第1項第6号

【規則】第30条の35の2第1項第1号～2号、第30条の35の2第2項

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

④ 残余財産の帰属先の制限

- 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めているか。

参照法令等：【法】第42条の2第1項7号

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

【参考】 その他社会医療法人の運営に関する事項

① 理事会の開催・運営について【共通】

社会医療法人の運営に際しては、すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていることが必要とされています（「社会医療法人の認定について」平成24年3月30日 医政発0330第26号）。社会医療法人定款例においては第25条に、社会医療法人寄附行為例には第22条に規定されています。

<input type="checkbox"/>	理事会は、理事長が招集し、その議長となっているか。
<input type="checkbox"/>	理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会の開催に際して、定足数の充足（理事総数の過半数の出席）が確認されているか。
<input type="checkbox"/>	下記の①～⑧に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決により決しているか。その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。 ① 定款又は寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ⑥ 収支予算及び決算の決定 ⑦ 剰余金又は損失金の処理 ⑧ 借入金額の最高限度の決定
<input type="checkbox"/>	理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有するか。議決権を制限される理事（理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者）が、当該事項につきその議決権を行使していないか。
<input type="checkbox"/>	理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使しているか。
参照法令等：【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）	

② 理事会の議決事項について【共通】

社会医療法人定款例、社会医療法人寄附行為例や要綱では、以下の事項について理事会の議決を要するものとされています。

理事会の議決事項
① 定款又は寄附行為の変更
② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ⑥ 収支予算及び決算の決定 ⑦ 剰余金又は損失金の処理 ⑧ 借入金額の最高限度の決定 ⑨ 理事長の選出 ⑩ 病院、診療所等の管理者の任免 ⑪ その他重要な事項 |
|--|

参照法令等：【要綱】Ⅲ 1 (1) 1

【社会医療法人定款例】第 16 条第 3 項、第 25 条第 4 項、第 28 条、第 37 条

【社会医療法人寄附行為例】第 16 条第 3 項、第 22 条第 4 項、第 24 条、第 28 条、第 29 条第 1 項第 1 号、第 29 条第 2 項、第 32 条

③ 社員総会の議決事項について【社会医療法人社団】

社会医療法人定款例では、以下の事項について社員総会の議決を要するものとされています。

社員総会の議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 定款の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ⑥ 収支予算及び決算の決定 ⑦ 剰余金又は損失金の処理 ⑧ 借入金額の最高限度の決定 ⑨ 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 ⑩ 社員の入社及び除名 ⑪ 本社の解散 ⑫ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑬ 理事及び監事の選任 ⑭ その他重要な事項
<p>参照法令等：【社会医療法人定款例】第 16 条第 1 項、第 28 条、第 33 条、第 34 条第 1 項第 2 号、第 34 条第 2 項、第 37 条</p>

④ 評議員会の議決事項について【社会医療法人財団】

社会医療法人寄附行為例では、以下の事項について評議員会の議決を要するものとされています。

評議員会の議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

- ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- ⑥ 収支予算及び決算の決定
- ⑦ 剰余金又は損失金の処理
- ⑧ 借入金額の最高限度の決定
- ⑨ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- ⑩ 本財団の解散
- ⑪ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑫ 理事及び監事の選任
- ⑬ その他重要な事項

参照法令等：【社会医療法人寄附行為例】第16条第1項、第24条、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条

* その他のチェックリスト項目については、適宜「Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト」、「Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト」を参照してください。また、社会医療法人債の発行については、法第54条の2以下を参照してください。

V その他運営全般に関するチェックリスト（共通）

1. 自法人の業務について

<input type="checkbox"/>	法第 39 条（本来業務）の医療施設が現存し、事業を継続しているか。	
<input type="checkbox"/>	法第 42 条（附帯業務）を行う場合には、定款変更又は寄附行為変更の手続きをとっているか。	
<input type="checkbox"/>	【社会医療法人以外の場合】収益業務は行っていないか。	
<input type="checkbox"/>	【社会医療法人の場合】収益業務は、通知に定められた事業の範囲で行っているか。 「厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務」（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 92 号）	
<input type="checkbox"/>	自法人の定款又は寄附行為に規定された業務に該当しない業務を行っていないか。	
<input type="checkbox"/>	新たに事業を開設、廃止するなど事業内容に変更があった際、定款・寄附行為変更を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	自法人の定款又は寄附行為に規定された業務は現に行われているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。（法第 39 条第 1 項） ・ 前項の規定による法人は、医療法人と称する。（法第 39 条第 2 項） ・ 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。 第 1 号～第 8 号（略） ・ 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。 第 1 号～第 7 号（略） ・ 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。（要綱Ⅱ 1 2） ・ 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。（要綱Ⅱ 1 3） ・ 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。（要綱Ⅱ 2 1） 		
<p>法第 42 条の附帯業務の内容・範囲等は通知等で改正されることがあるので、定期的に厚生労働省の「医療法人・医業経営のホームページ」を確認してください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html</p>		

2. 定款又は寄附行為について

<input type="checkbox"/>	現在効力を有する定款又は寄附行為（最新の定款又は寄附行為）が自法人内で明確に特定されているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の改正履歴が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	役員並びに各部署の責任者（例：事務長）が定款又は寄附行為の内容を十分に把握しているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の内容は、現行の法令等に適合しているか（アップデートを怠っていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の規定内容と実際の運用が乖離していないか（定款又は寄附行為の規定を無視した運用がなされていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に際して、定款又は寄附行為に定められた手続きが履行されているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に際して、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）への認可申請又は届出がなされているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に細則の存在を前提とした規定がある場合、その細則が現に定められているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に伴い、登記事項が変更となる場合（例：医療法人の名称変更、事務所の所在地の変更、新たな医療機関の開設等）、登記期間内に変更登記の手続きを行っているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に伴う登記をした後は、遅滞なく登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。

参照法令等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 【社団】【社会医療法人社団】社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。 ・ 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 定款変更、寄附行為の変更 	<p>（法第48条の3第10項） （要綱I12） （要綱I5(2)2備考）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【社団】【社会医療法人社団】この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。 	<p>（モデル定款第31条） （社会医療法人定款例第33条） （改正前モデル定款第26条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 三 寄附行為の変更 	<p>（法第49条の2第1項第3号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【財団】【社会医療法人財団】前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。 	<p>（法第49条の2第2項）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【財団】この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 	<p>（モデル寄附行為第28条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 【社会医療法人財団】この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 	<p>（社会医療法人寄附行為例第28条）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 	(法第 50 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 	(法第 50 条第 3 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 	(法第 43 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 	(法第 43 条第 2 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第 29 号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 	(施行令第 5 条の 12)
<ul style="list-style-type: none"> 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 	(要綱Ⅲ 4 4)

3. 予算について

<input type="checkbox"/>	会計年度は、定款又は寄附行為で任意の 1 年の期間を定めているか。	
<input type="checkbox"/>	収支予算は、毎会計年度開始前に定款又は寄附行為に定められた手続を経て決定しているか。	
<input type="checkbox"/>	収支予算に変更を加える際は、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ているか。	
<p>参照法令等</p> <p>(会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 【社団】本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。社員総会のみでの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 【財団】【社会医療法人財団】前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。 【財団】本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。 【財団】次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 【社会医療法人社団】第 28 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 【社会医療法人社団】次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 【社会医療法人財団】第 24 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 【社会医療法人財団】次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。 		

4. 決算～登記の手続について

(1) 社会医療法人以外の場合

<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類が作成されているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、自法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	決算は、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経て決定しているか。
<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類、監事の監査報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為とともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類及び監事の監査報告書が各事務所に備え置かれているか。
<input type="checkbox"/>	資産の総額（貸借対照表上の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。
<input type="checkbox"/>	変更登記後は、その都度、遅滞なく、登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に提出しているか。
<p>参照法令等</p> <p>(決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 (法第51条第1項) 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 (法第51条第2項) 決算書（案）は、社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 (要綱Ⅲ3(5)4) 監事の職務は、次のとおりとする。 (法第46条の4第7項第3号) <ul style="list-style-type: none"> 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該毎会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 【社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (モデル定款第24条第1項第4号) <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 【財団】 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 (法第49条の3第2項) 【財団】 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (モデル寄附行為第22条第1項第4号) <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 (要綱Ⅰ5(2)2備考) <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 決算と予算との間で、大幅に違い科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 (要綱Ⅲ3(5)2) <p>(決算の届出、登記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。 (法第52条第1項) <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 監事の監査報告書 三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医 (モデル定款第15条第3 	

<p>療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 登記期間 ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。） 三 定款又は寄附行為 	<p>項備考・モデル寄附行為第12条第3項備考) (法第43条第1項)</p> <p>(法第43条第2項)</p> <p>(要綱Ⅲ4 3) (要綱Ⅲ4 3備考)</p> <p>(要綱Ⅲ4 3備考)</p> <p>(施行令第5条の12)</p> <p>(要綱Ⅲ4 4)</p> <p>(法第51条の2第1項)</p>
---	---

(2) 社会医療法人の場合

<input type="checkbox"/>	<p>毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類が作成されているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表も作成する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を監事に提出しているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表も提出する。 また、社会医療法人債発行法人については、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があるため、理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>監事は、自法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、公認会計士又は監査法人は、公認会計士又は監査法人の監査報告書を作成し、提出する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>決算は、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経て決定しているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類、監事の監査報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書も届け出る。</p>

□	<p>定款又は寄附行為とともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類及び監事の監査報告書が各事務所に備え置かれているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書も備え置く。</p>
□	<p>資産の総額（貸借対照表の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。</p>
□	<p>変更登記後は、その都度、遅滞なく、登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に提出しているか。</p>
<p>参照法令等</p>	
<p>(決算)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。 ・ 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類 ・ 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 ・ 社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。 ・ 法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行法人である社会医療法人とする。 ・ 決算書（案）は、社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 ・ 監事の職務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該毎会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 ・ 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人社団】 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項について理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。 ・ 【社会医療法人財団】 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人財団】 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 決算と予算との間で、大幅に違い科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 	<p>(法第51条第1項)</p> <p>(規則第33条第1項第1号)</p> <p>(規則第33条第1項第2号、第2項(略))</p> <p>(法第51条第2項)</p> <p>(法第51条第3項)</p> <p>(規則第33条第3項)</p> <p>(要綱Ⅲ3(5)4)</p> <p>(法第46条の4第7項第3号)</p> <p>(要綱Ⅰ5(2)2備考)</p> <p>(社会医療法人定款例第28条第1項第6号)</p> <p>(社会医療法人定款例第25条第4項)</p> <p>(社会医療法人寄附行為例第24条第1項第6号)</p> <p>(社会医療法人寄附行為例第22条第4項)</p> <p>(要綱Ⅲ3(5)2)</p>
<p>(決算の届出、登記)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 監事の監査報告書 三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書 ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算 	<p>(法第52条第1項)</p> <p>(社会医療法人定款第13条第3項備考・社会医療法人寄附行為第13条第3項備考)</p> <p>(法第43条第1項)</p>

<p>の結了の各場合に、登記をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。 ・ 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 ・ 登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ③ 資産の総額は毎会計年度終了後 2 月以内 ・ 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 ・ 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 前項（法第 51 条の 2 第 1 項）各号に掲げる書類 二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。） 	<p>（法第 43 条第 2 項）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 3） （要綱Ⅲ 4 3 備考）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 3 備考）</p> <p>（施行令第 5 条の 12）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 4）</p> <p>（法第 51 条の 2 第 2 項）</p>
--	--

コラム 剰余金の配当禁止

医療法人は配当が禁止されているため（法第 54 条）、決算の結果剰余金が生じても、利益を分配することはできません。剰余金が生じた場合は、施設整備、医療機器の整備、医療従事者の待遇改善等に充てるほかは、積立金として留保する必要があるとされています。また、事実上利益の分配とみなされる行為も法第 54 条の配当禁止規定に抵触しますので注意しましょう。事実上利益の分配とみなされる例として、役員等特定の人のみを使用する福利厚生施設の所有などがあげられます。

5. 自法人内部の事務処理等について

<input type="checkbox"/>	基本財産と運用財産とは明確に区分管理されているか。	
<input type="checkbox"/>	基本財産を処分したり又は担保に提供してはならないか。例外的に処分又は担保に供する場合には、定款又は寄附行為で定めた手続を経ているか。	
<input type="checkbox"/>	借入を行うにあたっては、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経ているか。	
<input type="checkbox"/>	会計帳簿が整理され、証ひょう書類が保存されているか。	
<input type="checkbox"/>	預金口座、通帳は法人名義になっているか。	
<input type="checkbox"/>	第三者との法律行為（例：契約）について、それを証する文書（例：契約書）が作成されているか。	
<input type="checkbox"/>	代表印の管理・使用に関する事項がルール化されているか。	
<input type="checkbox"/>	銀行届出印及び通帳の管理・使用に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。	
<input type="checkbox"/>	決裁に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。	
<input type="checkbox"/>	出納管理を1名の担当者に委ね切っていないか。	
<input type="checkbox"/>	債権（例：未収金、貸付金）の回収が放置されていないか。	
<input type="checkbox"/>	契約書等の調印前に、その内容が理事会等で精査されているか。	
<input type="checkbox"/>	調印した契約書等の規定内容は遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <p>(資産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。 ・ 前項の資産に関して必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。 ・ 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・ 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 ・ 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。 ・ 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ⑥ 借入金額の最高限度額の決定 ・ 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続を経、適正になされていること。 ・ 所定の手続を経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 ・ 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 ・ 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 ・ 借入金は全て証書で行われていること。 ・ 【社団】基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとするのが望ましい。 ・ 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ・ 【財団】基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由の 		
		<p>(法第41条第1項)</p> <p>(法第41条第2項)</p> <p>(規則第30条の34)</p> <p>(要綱Ⅲ2 1)</p> <p>(要綱Ⅲ2 2)</p> <p>(要綱Ⅰ5(2)2備考)</p> <p>(要綱Ⅲ2 4)</p> <p>(要綱Ⅲ2 4備考)</p> <p>(要綱Ⅲ2 5)</p> <p>(要綱Ⅲ3(3)2)</p> <p>(要綱Ⅲ3(3)3)</p> <p>(モデル定款第10条第2項、第10条第2項備考)</p> <p>(法第49条の2第1項第1号)</p> <p>(モデル寄附行為第7条)</p>

<p>ある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【社会医療法人社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> （2）基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） （8）借入金額の最高限度の決定 ・ 【社会医療法人社団】 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数の議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 【社会医療法人財団】 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> （2）基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） （8）借入金額の最高限度の決定 ・ 【社会医療法人財団】 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。 ・ 賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。 ・ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 ・ 預金口座、通帳は法人名義になっていること。 ・ 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。 	<p>第2項、第7条第2項備考） （社会医療法人定款例第28条第1項第2号、第8号） （社会医療法人定款例第25条第4項）</p> <p>（社会医療法人寄附行為例第24条第1項第2号、第8号） （社会医療法人寄附行為例第22条第4項）</p> <p>（要綱Ⅲ2 7） （要綱Ⅲ2 7備考） （要綱Ⅲ3（2）2） （要綱Ⅲ3（4）1） （要綱Ⅲ3（4）2） （要綱Ⅲ3（6）2）</p>
--	--

6. 登記について

<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】資産の総額（貸借対照表の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】理事長の変更登記（例：再任、住所変更、改姓等も含む。）は、変更の都度行っているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】定款又は寄附行為の変更により登記事項が変更となる場合（例：医療法人の名称変更、事務所の所在地の変更、新たな医療機関の開設）、登記期間内に変更登記の手続きを行っているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】変更登記の都度、遅滞なく登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。</p>
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 ・ 前項の登記において（設立の登記）、次に掲げる事項を登記しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 目的及び業務 二 名称 三 事務所の所在場所 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 六 資産の総額 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 <p style="text-align: right;">（要綱Ⅲ4 1備考）</p> <p style="text-align: right;">（組合等登記令第2条第2項）</p> <p style="text-align: right;">（法第43条第1項）</p> <p style="text-align: right;">（法第43条第2項）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・ 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 ・ 登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・ 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 	<p>(要綱Ⅲ 4 1)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 2)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 2 備考)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3 備考)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3 備考)</p> <p>(令第5条の12)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 4)</p>
--	---

7. 医療法人が備えて置くべき書類について

<input type="checkbox"/>	<p>【社会医療法人以外の場合】 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書その他厚生労働省令で定める書類</p> <p>【社会医療法人の場合】 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">社会医療法人債発行法人については、上記に加え、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書</p>	
<input type="checkbox"/>	社員名簿（社団の場合）	
<input type="checkbox"/>	評議員名簿（財団の場合）	
<input type="checkbox"/>	社員の入社、退社に関する書類	
<input type="checkbox"/>	役員名簿	
<input type="checkbox"/>	役員の選任、退任に関する書類	
<input type="checkbox"/>	定款、寄附行為	
<input type="checkbox"/>	議事録	
<input type="checkbox"/>	会計帳簿類	
<input type="checkbox"/>	設立当時の財産目録	
<input type="checkbox"/>	認可書、許可書等	
	<p>参照法令等</p> <p>（決算書類、定款、寄附行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。） 三 定款又は寄附行為 	<p>(法第51条の2第1項)</p>

<ul style="list-style-type: none"> 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 前項各号に掲げる書類 二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。） 	(法第51条の2第2項)
<p>(会計帳簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 	(要綱Ⅲ3(4)1)
<p>(社員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 社員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合 	(法第48条の3第1項) (要綱Ⅰ4(1)1) (要綱Ⅰ4(1)1備考)
<p>(社員入退社関係書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 	(要綱Ⅰ4(2)3)
<p>(役員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 役員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 	(要綱Ⅰ2(1)1) (要綱Ⅰ2(1)1備考)
<p>(役員選任関係書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選任関係書類が整備されていること。 選任関係書類は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 	(要綱Ⅰ2(2)2) (要綱Ⅰ2(2)2備考)
<p>(評議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 	(要綱Ⅰ3 5)
<p>(議事録)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 議事録の記載事項が次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	(要綱Ⅰ5(3)1) (要綱Ⅰ5(3)1備考)
<p>(設立当時の財産目録)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【社団】【社会医療法人社団】 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 【財団】【社会医療法人財団】 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 	(モデル定款第9条第2項、社会医療法人定款例第7条第2項) (モデル寄附行為第6条第2項、社会医療法人寄附行為例第7条第2項)